

# 留萌海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(1)	増さけ定第1号	増毛郡増毛町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(2)	増さけ定第2号	増毛郡増毛町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(3)	増さけ定第3号	増毛郡増毛町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(4)	増さけ定第4号	増毛郡増毛町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(5)	増さけ定第5号	増毛郡増毛町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(6)	留さけ定第1号	留萌市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(7)	小平さけ定第1号	留萌郡小平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(8)	羽さけ定第1号	苫前郡羽幌町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(9)	羽さけ定第2号	苫前郡羽幌町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(10)	初さけ定第1号	苫前郡初山別村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(11)	初さけ定第2号	苫前郡初山別村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(12)	遠さけ定第1号	天塩郡遠別町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(13)	天さけ定第1号	天塩郡天塩町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(14)	幌延さけ定第1号	天塩郡幌延町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(15)	幌延さけ定第2号	天塩郡幌延町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(16)	幌延さけ定第3号	天塩郡幌延町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(17)	留ひらめ定第1号	留萌市地先	別紙のとおり	定置漁業	ひらめ定置漁業	4月5日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）

## 2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

## 3 その他

- (1) 漁業の免許予定日 令和6年1月1日（免許予定日は海区漁場計画を作成したときに定めて公示する）
- (2) 留萌海区漁場計画変更案の作成に係る内容  
留萌海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10849号）に上記1の(1)～(17)に掲げる定置漁業を加える

留萌海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(1)	増さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(2)	増さけ定第2号	
(3)	増さけ定第3号	
(4)	増さけ定第4号	
(5)	増さけ定第5号	
(6)	留さけ定第1号	
(7)	小平さけ定第1号	
(8)	羽さけ定第1号	
(9)	羽さけ定第2号	
(10)	初さけ定第1号	
(11)	初さけ定第2号	
(12)	遠さけ定第1号	
(13)	天さけ定第1号	
(14)	幌延さけ定第1号	
(15)	幌延さけ定第2号	
(16)	幌延さけ定第3号	
(17)	留ひらめ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。